

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	入居決定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第11条第3項
基準規定	周南市営住宅条例第11条第1項・第2項・第3項
処分基準	周南市営住宅条例第11条第1項、第2項、第3項 （住宅入居の手続） 第11条 市営住宅の入居決定者は、第8条第2項の通知を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 請書を提出すること。 （2） 第18条の規定による敷金を納付すること。 2 市営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により、前項に定める期間内に入居の手続をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 市長は、市営住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項の手続をしないとき、又は指定する期日までに当該住宅に入居しないときは、市営住宅入居の決定を取り消すことができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第2号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	家賃の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第17条
基準規定	周南市営住宅条例第14条;第30条;第32条;第38条;第39条
処分基準	周南市営住宅条例第14条、第30条、第32条、第38条及び第39条 （家賃の決定） 第14条　市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第28条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第35条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。 2　令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。 3　第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 （収入超過者に対する家賃） 第30条　第28条第1項の規定により、収入超過者と認定された入居者は、第14条第1項第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡しした場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2　市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。 3　第16条及び第17条の規定は、第1項の家賃について準用する。 （高額所得者に対する家賃等） 第32条　第28条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者は、第14条第1項及び第4項並びに第30条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。 2　前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍の金銭を徴収することができる。 3　第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。 （市営住宅建替事業に係る家賃の特例） 第38条　市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 （市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例） 第39条　市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項若しくは第4項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。
不利益処分 をしようと する場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	社会福祉法人等への使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第48条
基準規定	周南市営住宅条例第48条
処分基準	周南市営住宅条例第48条 （使用許可の取消し） 第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。 （１） 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。 （２） 市営住宅の適性かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	駐車場の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第58条；第61条
基準規定	周南市営住宅条例第58条
処分基準	周南市営住宅条例第58条 （使用料） 第58条 駐車場の使用料は、近傍同種の駐車場の使用料を限度として市長が定めるものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	駐車場の使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第60条
基準規定	周南市営住宅条例第60条
処分基準	周南市営住宅条例第60条 （使用許可の取消し） 第60条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。 （１） 不正の行為により使用許可を受けたとき。 （２） 使用料を３月以上滞納したとき。 （３） 駐車場又はその附帯する設備を故意にき損したとき。 （４） 第55条に規定する使用者の資格を失ったとき。 （５） 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。 ２ 前項の規定については、第41条第２項及び第４項の規定を準用する。この場合において、同条中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「使用者」と、「第１項第２号から第６号までの規定に該当することにより同項」とあるのは「第60条第１項」と、「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	聴聞
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	入居決定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市営改良住宅条例第6条
基準規定	周南市営住宅条例第11条第1項～第3項
処分基準	周南市営住宅条例第11条第1項、第2項、第3項 （住宅入居の手続） 第11条 改良住宅の入居決定者は、第8条第2項の通知を受けた日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 請書を提出すること。 （2） 第18条の規定による敷金を納付すること。 2 改良住宅の入居決定者がやむを得ない事情により、前項に定める期間内に入居の手続をすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。 3 市長は、改良住宅の入居決定者が前2項に規定する期間内に第1項の手続をしないとき、又は指定する期日までに当該住宅に入居しないときは、改良住宅入居の決定を取り消すことができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第2号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	家賃の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市営改良住宅条例第6条
基準規定	周南市営住宅条例第17条 周南市営改良住宅条例第5条;第6条 平成27年度周南市改良住宅の家賃決定本則
処分基準	上記条例及び告示の規定において判断基準がほぼ言い尽くされている。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市営改良住宅条例第6条
基準規定	周南市営住宅条例第69条
処分基準	周南市営住宅条例第69条 （罰則） 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	入居決定の取消し
処分権者	市長
根拠規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第10条第4項
基準規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第10条
処分基準	周南市特定公共賃貸住宅条例第10条 （入居の手続） 第10条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、次に掲げる手続をしなければならない。 （1） 請書を提出すること。 （2） 第18条第1項の規定に基づき敷金を納付すること。 2 入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項に定める手続をしなければならない。 4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項各号に掲げる手続をしないときは、その者の入居の決定を取り消すことができる。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第2号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第36条
基準規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第36条
処分基準	周南市特定公共賃貸住宅条例第36条 （罰則） 第36条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃又は入居者負担額の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	過料
処分権者	市長
根拠規定	周南市営住宅条例第69条
基準規定	周南市営住宅条例第69条
処分基準	周南市営住宅条例第69条 （罰則） 第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	弁明の機会の付与
備考	

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	特定空家等の所有者又は管理者に対する措置命令
処分権者	市長
根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項
基準規定	
処分基準	未設定理由：事務処理マニュアルを基に、個別の事例ごとに具体的に、必要かつ合理的な措置を検討する。一般的な基準を設定することは困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第4項から第8項までの規定

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	家賃の徴収
処分権者	市長
根拠規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第12条
基準規定	周南市特定公共賃貸住宅条例第12条
処分基準	周南市特定公共賃貸住宅条例第12条 （家賃の納付） 第12条 家賃は、第10条第5項の入居可能日から退去の日（第30条の規定による明渡しの請求を受けた場合は、その請求を受けた日）までについて徴収する。 2 家賃は、毎月末日（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までにその月分を納付しなければならない。ただし、12月分については、12月25日までとする。 3 入居者が新たに特定公共賃貸住宅に入居した場合又は特定公共賃貸住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割り計算した額とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。 4 入居者が第29条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続条例第13条第2項第4号

不利益処分の処分基準（個票）

所管部署	住宅課
処分の 名称	空家等の略式代執行に係る費用納付命令
処分権者	市長
根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項
基準規定	
処分基準	略式代執行の直接的な経費であり、事案ごとに、具体的な検討を要するため、一般的な基準を設定することが困難
不利益処分 をしようとする 場合の 手続	
備考	行政手続法第13条第2項第4号